

# 一般事業主行動計画

川口市社会福祉協議会は、女性が活躍でき、全ての職員が仕事と子育てを両立しながら能力を十分発揮し、安心して働き続けることができる雇用の環境の整備を図り、地域社会と共存できる企業活動を進めるために、次のような行動計画を策定しました。

1 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## 2 目標と取組内容

### ●目標1 所定外労働時間の削減を目指す。(女)

- 【取組内容】
- ①毎週水曜日をノー残業デイとする。
  - ②各課において職員の時間外労働数を把握し、時間外労働の多い職員について、所属長に対して業務の改善・見直し等を求め、長時間にわたる時間外労働の抑制を図る。
  - ③短時間労働者については現状の残業時間を上限としながら、常勤職員・契約職員の残業時間を月平均10時間以内とする。

### ●目標2 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを推進する。(次)

- 【取組内容】
- ①年休取得率を調査し、周知する。
  - ②年間少なくとも12日以上取得するよう、各課において休暇取得計画表の作成を奨励する。

### ●目標3 男性職員においても、育児休暇を取得しやすい環境づくりの推進を図る。(次、女)

- 【取組内容】
- ①育児休業規程を周知する。
  - ②制度利用するうえでの相談できる窓口を設ける。